

岩手県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った事務の執行に係る行政監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年3月5日

岩手県監査委員 軽 石 義 則

岩手県監査委員 神 崎 浩 之

岩手県監査委員 寺 沢 剛

岩手県監査委員 沼 田 由 子

令和2年度行政監査結果報告書

「防災資機材等の整備及び管理の状況について」

令和3年2月

岩手県監査委員

目 次

第1	行政監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の対象	1
5	監査の着眼点（評価項目）	2
6	監査の実施内容	3
第2	監査の結果	3
1	防災資機材	3
(1)	防災資機材の保管状況の確認について	3
(2)	防災計画に掲載されている防災資機材一覧表について	4
2	備蓄物資	5
(1)	備蓄物資の調達、数量確保等について	5
(2)	備蓄物資の管理主体について	6
(3)	運用マニュアルの適用について	6
(4)	物資備蓄防災拠点が参加する訓練等の実施について	6
第3	監査意見	7
1	全体の評価	7
2	意見	7
(1)	防災資機材の保管状況の確認について	7
(2)	防災計画に掲載されている防災資機材一覧表について	7
(3)	備蓄物資の管理主体について	7
(4)	運用マニュアルの適用について	8
(5)	物資備蓄防災拠点が参加する訓練等の実施について	8
	参考資料	9

第1 行政監査の概要

1 監査の種類

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査として、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠し実施した。

2 監査のテーマ

防災資機材等の整備及び管理の状況について

3 監査の目的

岩手県地域防災計画（以下「防災計画」という。）においては、災害時に迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう防災資機材を整備し、被災者の生活を支えるため必要な物資を備蓄することとされている。また、岩手県広域防災拠点配置計画等においては、平成30年度までに備蓄物資の購入等を行うことが計画されている。

これらの防災資機材及び備蓄物資については、災害時に迅速に活用できるよう、定期的な点検整備、必要な補充など適切な管理が求められているところである。

そこで、東日本大震災津波、平成28年台風第10号、令和元年台風第19号等の教訓を踏まえ、防災資機材等が適切に整備、管理されているか等を検証し、災害時における迅速な活用等を確保することを目的として行政監査を実施した。

4 監査の対象

(1) 対象とした事務

ア 防災資機材

防災計画において、県が整備等することとされている次の防災資機材の整備及び管理に係る事務を対象とした。

【表1】対象とした防災資機材

防災資機材	所管室課
水防用資機材	県土整備部河川課
空中消火用資機材	総務部総合防災室
林野火災消火用資機材	農林水産部森林整備課
放射性物質災害用資機材	総務部総合防災室

イ 備蓄物資

防災計画において、県内各地に備蓄し定期的に点検及び更新を行うこととされ、岩手県災害備蓄指針（以下「備蓄指針」という。）「5 県の備蓄方針」で定める次の備蓄物資の整備及び管理に係る事務を対象とした。

【表2】対象とした備蓄物資

備蓄物資	具体的な品目
食料	乾燥米（主食としてアルファ米等、アレルギー27品目不使用）、栄養補助食品
飲料水	保存水（ペットボトル）
毛布	真空パック毛布（難燃性、抗菌・防臭加工が施されたもの）
トイレ	携帯トイレ（蓄便袋・凝固剤・便収納袋） 組立式トイレ（洋式）

(2) 監査実施期間

令和2年4月から12月までの間に実施した。

(3) 監査対象機関

次に掲げる機関を対象とした。

ア 表1に記載した防災資機材の所管室課（3室課）

イ 表2に記載した備蓄物資の保管場所（以下「物資備蓄防災拠点」という。）の管理者（5機関）

【表3】対象とした物資備蓄防災拠点の管理者

物資備蓄防災拠点	管理者
県消防学校（資機材保管庫）	県消防学校
二戸市防災倉庫	二戸市総務部防災安全課
葛巻町社会体育館（機械室）	葛巻町総務課総務室
県遠野地区合同庁舎	県遠野土木センター
県北上地区合同庁舎	県北上土木センター

なお、二戸市総務部防災安全課及び葛巻町総務課総務室については、地方自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として実施した。

ウ 防災計画、広域防災拠点、備蓄物資制度等を所管する総務部総合防災室

5 監査の着眼点（評価項目）

- (1) 防災資機材等の調達、数量確保等は適切に行われているか。
- (2) 防災資機材等は適切な場所に保管され、災害時に迅速に活用できるよう管理されているか。
- (3) 防災資機材等の品質、機能等は適切に維持されているか。
- (4) 防災資機材等の活用に備えた訓練は適切に行われているか。

6 監査の実施内容

(1) 監査調書

防災資機材については、数量の定め、管理のルール等、備蓄物資については、買替えや一覧表作成の状況等を調査するため、監査対象機関に対して監査調書の提出を求めた。

(2) 実地調査

備蓄物資については、表3の監査対象機関に対し、それぞれが管理する物資備蓄防災拠点について監査調書に基づき監査委員事務局職員による実地調査を実施した。

(3) 予備監査

防災資機材については、全ての監査対象機関に対して、備蓄物資については、監査対象機関のうち総務部総合防災室に対して監査調書及び実地調査の結果に基づき監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(4) 本監査

監査対象機関のうち総務部総合防災室に対して監査調書、実地調査及び予備監査の結果に基づき監査委員による本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 防災資機材

(1) 防災資機材の保管状況の確認について

防災計画において、県は、広域的又は大規模な災害において、市町村等が行う災害応急対策活動を支援するため、表1に掲げる防災資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行うこととされている。

そこで、監査対象機関において所管する防災資機材の保管状況等を把握しているか調査したところ、次のとおりであった。

【表4】防災資機材保管状況の把握

防災資機材	保管状況の把握
水防用資機材	油中和剤等の薬剤、プラスチック製品等経年劣化のおそれがある防災資機材が使用不能になっていないか未確認であった。
空中消火用資機材	概ね適切に確認されていた。
林野火災消火用資機材	概ね適切に確認されていた。
放射性物質災害用資機材	保管場所及び保管数量が未確認であった。

表4のとおり、保管数量等は把握されているものの、経年劣化の状況が確認されていない防災資機材及び保管場所等が把握されていない防災資機材が見られた。保管場所等が把握されていない防災資機材については予備監査後に保管場所等が確認されたが、当該防災資機材は、災害時に市町村等の活動を迅速に支援するために整備しているものであり、経年劣化の状況、保管場所等が未確認であったことは適切でない。

(2) 防災計画に掲載されている防災資機材一覧表について

防災資機材の数量、保管場所等については、防災計画資料編に一覧表形式で公表されており、防災計画の改訂にあわせて毎年度更新されている。なお、本行政監査実施時における防災計画は令和2年5月29日時点である。

そこで、これら一覧表について調査したところ、次のとおりであった。

【表5】一覧表の状況

防災資機材	公表されている一覧表の状況
水防用資機材	平成30年4月1日時点のものであり、より新しい時点に更新する必要があった。
空中消火用資機材	平成28年4月1日時点のものであり、より新しい時点に更新する必要があった。 表中に誤植があった。
林野火災消火用資機材	新しい時点のものに更新されていたが、表中に一部誤植や表と表の注釈との間の不整合等があった。
放射性物質災害用資機材	平成24年11月1日時点のものであり、より新しい時点に更新する必要があった。

表5のとおり、これら一覧表には、より新しい時点に更新する必要があったにもかかわらず、更新されていないもの、直近の状況が確認されていないもの、表に誤植があるもの等が見られた。

監査対象機関からは新しい状況を把握していたが更新を失念した、以前の原稿をそのまま使用した等の説明があったが、これらの一覧表は最新の防災計画の資料として広く公表されるものであり、その内容が十分に確認されず正確な情報が記載されていないことは適切でない。

2 備蓄物資

(1) 備蓄物資の調達、数量確保等について

備蓄物資の品目、数量等については、実地調査したところ概ね適切に調達、確保されていた。

また、他都道府県の監査委員が過去に実施した同様の行政監査では、保管している箱に内容物が表示されておらず中身が分からない事例があったことから、この点についても調査したところ、本県では備蓄物資を発注する際に内容物、有効期限等を箱に表示する仕様としており、実地調査でも品目、数量、保存年限等が一目で分かるよう表示されていた。

備蓄物資の保管状況（葛巻町社会体育館（機械室）の例）



なお、実地調査においては、新型コロナウイルス感染症対策として非接触式体温計、除菌アルコールジェル、パーティション等も備蓄されており、総務部総合防災室からは、調査時点においてはこれらは備蓄指針等に掲載はないが、今後備蓄物資として掲載する予定であるとの説明があった。

(2) 備蓄物資の管理主体について

備蓄物資の管理については、備蓄指針において保管場所の管理者が行うこととされている。そこで、備蓄物資の管理について調査したところ、実地調査で一部の物資備蓄防災拠点から備蓄物資の保管場所を提供しているのみであり、特段の管理は行っていないとの説明があった。総務部総合防災室からは、数量確認等は同室が適切に行っているとの説明があったが、備蓄物資の日常の管理や災害時の搬出を円滑に行うためには備蓄指針と運用実態が整合していないことは適切でない。

(3) 運用マニュアルの適用について

災害時に備蓄物資を迅速に活用するため、物資備蓄防災拠点における平常時の準備項目を記載した岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）が定められている。そこで、この運用マニュアルを調査したところ、運用マニュアルは、物資備蓄防災拠点のほか情報提供機能、現場活動支援機能、災害医療活動支援機能等を有する様々な拠点全てを対象としたマニュアルとなっており、記載されている平常時の準備項目のいずれが物資備蓄防災拠点に適用されるのかが明らかではなかった。総務部総合防災室からは、平常時の準備項目の一つとして記載されている緊急時対応者の情報共有については、年度当初に物資備蓄防災拠点との間で行っているとの説明があったが、これ以外の項目が物資備蓄防災拠点に適用されるのかは不明確であった。

物資備蓄防災拠点の平常時の準備が整えられていることは災害時の備蓄物資の迅速な活用につながるものであることから、運用マニュアルに規定されている平常時の準備項目のいずれが物資備蓄防災拠点に対して適用されるのかが明らかでないことは適切でない。

(4) 物資備蓄防災拠点が参加する訓練等の実施について

備蓄物資を物資備蓄防災拠点から搬出する作業について調査したところ、実際に備蓄物資を搬出した経験のある物資備蓄防災拠点はあったが、搬出作業に係る訓練等は実施されていなかった。

物資備蓄防災拠点は保管場所の鍵の管理等を行っており、また、災害時には夜間、休日といった執務時間外に対応しなければならないなど不測の事態も考えられることから、訓練等により事前に備蓄物資の搬出等を経験しておくことは、災害時の備蓄物資の迅速な搬出や関係者間の連携強化のために重要と考えられる。

第3 監査意見

東日本大震災津波から10年目が経過し、その後も本県では平成28年台風第10号、令和元年台風第19号等による大規模な自然災害が発生している。そのような中、県の防災資機材及び備蓄物資が災害時に迅速に活用できるよう適切に管理されていることは重要である。

そこで、防災資機材等の整備及び管理の状況について行った行政監査の結果は上記のとおりであり、これらの結果に対して次のとおり評価し意見を述べる。

1 全体の評価

防災資機材等の整備及び管理については、概ね適切に実施されているものと認められたが、一部に検討を要する事項が見られた。

については、以下の意見に留意し、引き続き、防災資機材等の適切な整備及び管理に努められたい。

2 意見

(1) 防災資機材の保管状況の確認について

防災資機材の保管状況の確認について、保管数量等は把握されているものの経年劣化の状況が確認されていない防災資機材及び保管場所等が把握されていない防災資機材が見られた。

防災資機材については、防災計画において県が整備、点検等を行うこととされており、その保管状況等を確認しておくことは広域的又は大規模な災害において市町村等を支援するために重要と考えられる。

このことから監査対象機関においては、防災資機材の保管状況、使用可能な状態かどうか等を日常から適切に確認しておく必要がある。

(2) 防災計画に掲載されている防災資機材一覧表について

防災計画に掲載されている防災資機材一覧表について、より新しい時点のものに更新できるにもかかわらず更新されていないもの等が見られた。

防災資機材一覧表については、最新防災計画の資料として正確な情報が公表されることが重要と考えられる。

このことから監査対象機関においては、防災資機材一覧表が最近のものとなっているか、毎年度の防災計画の改訂にあわせて内容等を十分に確認する必要がある。

(3) 備蓄物資の管理主体について

備蓄物資の管理主体について、備蓄指針の規定と一部の物資備蓄防災拠点及び総務部総合防災室の認識が整合していなかった。

備蓄物資については、市町村等を支援するために県が備蓄し点検することとされており、その活用にあわせて適切に管理されることは重要と考えられる。

このことから監査対象機関においては、備蓄指針の規定、運用実態等を整理し、備蓄物資の管理が適切になされるよう、そのあり方について共通理解を図る必要がある。

(4) 運用マニュアルの適用について

物資備蓄防災拠点の平常時の準備について、現行の運用マニュアルは物資備蓄機能のほか様々な機能の拠点全てを対象としたマニュアルとなっており、規定されている平常時の準備項目のいずれが物資備蓄防災拠点に適用されるのかが明らかでなかった。

物資備蓄防災拠点については、平常時から準備が整えられていることが災害時に備蓄物資を迅速に活用するため重要と考えられる。

このことから監査対象機関においては、運用マニュアルに規定されている平常時の準備項目のいずれが物資備蓄防災拠点に対して適用されるかを明確化する必要がある。

(5) 物資備蓄防災拠点が参加する訓練等の実施について

備蓄物資を物資備蓄防災拠点から搬出する作業について、物資備蓄防災拠点が参加する訓練等が実施されていなかった。

物資備蓄防災拠点の管理者は保管場所の鍵の管理等を行っており、また、災害時等においては執務時間外に対応しなければならないなど不測の事態も考えられることから、物資備蓄防災拠点が参加する訓練等が実施されることは備蓄物資を迅速に搬出する上で重要と考えられる。

このことから監査対象機関においては、物資備蓄防災拠点が参加する備蓄物資の搬出訓練等を実施する必要がある。

【参考資料】

1 岩手県地域防災計画

(監査の目的関係、監査の結果、監査意見-備蓄物資管理主体関係)

第2章 災害予防計画

第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

第2 県及び市町村の役割

1 県の役割

- 市町村が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資（以下この節において「物資」という。）の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。

(監査の目的関係、監査の対象関係、監査の結果、監査意見-防災資機材保管状況関係)

第2章 災害予防計画

第8節 防災施設等整備計画

第5 防災資機材等の整備

- 県は、広域的又は大規模な災害において、市町村等が行う災害応急対策活動を支援するため、次の資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。
 - (1) 水防用資機材
 - (2) 空中消火用資機材
 - (3) 林野火災消火用資機材
 - (4) 放射性物質災害用資機材

2 岩手県広域防災拠点配置計画

(監査の目的関係)

第3章 広域防災拠点の運用等

5 運用開始までのスケジュール

(2) 必要となる設備等の整備

(略)なお、「平常時における物資・資機材の備蓄機能」の整備については、備蓄物資の購入には多額の費用を要し、また保存期間（又は有効期限）が満了したものは更新する必要があることから、本県の財政状況を考慮し、経費の平準化を図る観点から平成26年度から平成30年度までの5カ年に分けて行うものとする。

3 岩手県災害備蓄指針

(監査の対象関係)

5 県の備蓄方針

(3) 備蓄物資の種類及び具体的な品目

県は、県地域防災計画の規定や東日本大震災津波の災害対応検証報告書の備蓄の在り方に係る課題、さらには市町村の備蓄状況を踏まえ、避難生活に最低限必要となる食料、飲料水、毛布、トイレの4種類を備蓄するものとする。

この4種類の備蓄物資の具体的な品目は、次のとおりとする。

備蓄物資	具体的な品目
食料	乾燥米（主食としてアルファ米等、アレルギー27品目不使用）、栄養補助食品（カロリーメイト等） ※ 両方合せて、1日当たり1,600キロカロリー程度の摂取が目安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の栄養所要量に基づくもの）。
飲料水	保存水（ペットボトル） ※ 一人当たり3ℓ/日が目安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の生存に必要な水の摂取量に基づくもの）。
毛布	真空パック毛布（難燃性、抗菌・防臭加工が施されたもの） ※ クリーニングで再使用可能なものとする。
トイレ	携帯トイレ（蓄便袋・凝固剤・便収納袋） ※ あらゆる便器に取り付けられ、薬剤を振りかけるだけでし尿処理ができるタイプのもの。 組立式トイレ（洋式） ※ 100人当たり1個室が目安（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が示す緊急事態における数量の目安）

(4) 備蓄量

イ 県の備蓄量

(略)県の備蓄量は以下のとおりとする。

備蓄物資	備蓄量	備蓄量の算定根拠
食料	28,800食	1,600人×3食×3日×2（主食、栄養補助食品） ※発災後3日分の食料が目安。
飲料水	109,800ℓ	18,300人×3ℓ×2日 ※給水活動が行われるまでの間が目安。
毛布	1,500枚	1,500枚/人 ※一人当たり一枚が目安。
携帯トイレ	171,000個	9,500人×6回×3日 ※一人当たり3日分が目安。
組立式トイレ	95基	9,500人/100人 ※百人当たり1基が目安。

(監査の結果、監査意見-備蓄物資管理主体関係)

6 県の備蓄物資の維持管理及び更新

県の備蓄物資については、(略)災害時に被災者に供給することができるよう、以下に定めるとおり、定期的に維持管理(保管及び点検並びに在庫管理)及び更新を行うこととする。

(1) 備蓄物資の維持管理

備蓄物資の維持管理(備蓄物資の保管及び点検並びに在庫管理)については、以下のとおり備蓄物資の保管場所の管理者が行うものとする。

備蓄物資の保管場所	備蓄物資の維持管理主体
広域防災拠点施設	当該施設の管理者(県、市町村等)
県合同庁舎	県(地方支部総務班の担当部署)
市町村役場庁舎	市町村(消防防災主管課)

4 岩手県広域防災拠点運用マニュアル

(監査の対象関係)

第2 基本的事項

2 広域防災拠点の機能と具体的な運用

○ 広域防災拠点施設に付与する機能及び具体の利用場所は以下のとおりとする。

(1) 広域支援拠点の施設毎の機能と利用場所(抜粋)

備えるべき機能	主な機能の内容	機能を付与する施設と想定される利用場所
平常時における物資・資機材の備蓄機能	○ 飲食料品、生活用品等の備蓄機能	① 岩手県消防学校(資機材保管庫)

(2) 後方支援拠点の施設毎の機能と利用場所(抜粋)

備えるべき機能	主な機能の内容	機能を付与する施設と想定される利用場所
平常時における物資・資機材の備蓄機能	○ 飲食料品、生活用品等の備蓄機能	(二戸エリア) 二戸市防災倉庫 (葛巻エリア) 葛巻町社会体育館(機械室) (遠野エリア) 県遠野地区合同庁舎 (北上エリア) 県北上地区合同庁舎

(監査の結果、監査意見-運用マニュアル適用関係)

第2 基本的事項

3 平常時の準備 (抜粋)

- (1) 運用体制の確立
 - ア 配備体制の整備
 - イ 緊急連絡系統の確認
 - ウ 緊急時対応者の情報共有
- (2) 利用する施設の区域設定等
- (3) 施設の安全確保
- (4) 対応マニュアル等の整備